

粗飼料確保緊急対策事業実施要綱

	平成28年10月 7日付け28農畜機第3527号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第3687号
一部改正	平成29年 3月29日付け28農畜機第6555号
一部改正	平成29年 8月 9日付け29農畜機第2686号
一部改正	平成29年10月12日付け29農畜機第3747号

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号（以下「平成28年台風第7号等」という。）並びに平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日）における豪雨及び暴風雨（以下「平成29年梅雨期豪雨」という。）並びに平成29年台風第18号（以下これらを総称して「対象災害」という。）の影響により牧草やデントコーン等（以下「自給飼料」という。）が倒伏する被害及び収穫後に保管していた自給飼料が水濡れや流失する被害（以下「倒伏等の被害」という。）並びに播種済みの秋まき牧草の種子や表土が流出する等の被害（以下「表土流出等の被害」という。）が発生した。このため、平成28年産（平成28年1月から平成28年12月に作付又は収穫したもの）及び平成29年産（平成29年1月から平成29年12月に作付又は収穫予定のもの）の自給飼料の品質や収量が十分確保できず、被災地域における生乳生産や肉用牛の生育に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、被災した畜産経営体の営農継続のため、自給飼料を確保する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農・肉用牛の生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人その他独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適當と認める法人とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、地域における粗飼料を確保するため、次の事業を自ら実施し、

又は第3の2の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人（以下「生産者集団等」という。）が、1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

1 サイレージ品質低下防止対策

サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材等を共同購入し、対象災害により自給飼料に被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

2 代替粗飼料の確保対策

第3の2の(3)のアに規定する国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、対象災害の被害により自給飼料が不足する畜産経営体に対し供給する取組

3 粗飼料緊急確保の推進

1及び2の事業を円滑に推進するための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等

第3 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の畜産経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の運営に関する事項
- ウ 畜産振興に関する事項
- エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) サイレージ品質低下防止対策

第2の1の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。

- ア 補助対象となる発酵促進資材等は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が作付けし、対象災害による被害を受け、品質低下のおそれがある平成29年産の自給飼料のサイレージの品質低下の抑制に資するものとする。

イ 補助対象となる購入期間は次のとおりとする。

(ア) 平成28年台風第7号等の被害対策

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(イ) 平成29年梅雨期豪雨の被害対策

平成29年梅雨期豪雨の被害を受けた日から平成30年3月31日まで

(ウ) 平成29年台風第18号の被害対策

平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成30年3月31日まで
ウ 補助対象数量は、対象災害により被害を受けた草地等において次の期間に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。

(ア) 平成28年台風第7号等の被害対策

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(イ) 平成29年梅雨期豪雨の被害対策

平成29年梅雨期豪雨の被害を受けた日から平成30年3月31日まで

(ウ) 平成29年台風第18号の被害対策

平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成30年3月31日まで

(3) 代替粗飼料の確保対策

第2の2の取組は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が作付け、収穫若しくは購入した自給飼料、又は栽培契約により購入した若しくは購入予定であった国産粗飼料（以下「契約国産粗飼料」という。）のうち、平成28年台風第7号等の被害に係るものにあっては、倒伏等の被害により不足する平成28年産の自給飼料及び事業実施主体又は生産者集団等の構成員の草地等が表土流出等の被害を受け不足する平成29年産の自給飼料を、平成29年梅雨期豪雨及び平成29年台風第18号の被害に係るものにあっては、倒伏等の被害により不足する自給飼料又は契約国産粗飼料を代替粗飼料により確保する場合であって、補助対象要件は次のとおりとする。

ア 補助対象となる代替粗飼料は、国産の乾牧草及び牧草サイレージ、国産のデントコーンサイレージ、原料の重量又は可消化養分総量（以下「TDN」という。）の過半が粗飼料原料である混合飼料（以下「TMR」という。）、輸入乾牧草その他理事長が適当と認めたものとする。

イ 補助対象となる購入期間は次のとおりとする。

(ア) 平成28年台風第7号等の被害対策

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(イ) 平成29年梅雨期豪雨の被害対策

平成29年梅雨期豪雨の被害を受けた日から平成30年3月31日まで

(ウ) 平成29年台風第18号の被害対策

平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成30年3月31日まで

ウ 補助対象数量は、以下により算出する。

(ア) 平成28年台風第7号等の被害対策

A 代替粗飼料の購入数量(kg) × TDN含有率(%) = 代替粗飼料のTDN含有量(kg)

B 不足自給飼料のTDN含有量(kg) = 平成28年産不足自給飼料のTDN含有量(kg) - 平成28年度補助対象数量のTDN含有量(kg) + 平成29年度不足自給飼料のTDN含有量(kg)

※ 平成28年産不足自給飼料のTDN含有量(kg) = 平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書（以下「平成28年度実績報告書」という。）

にて報告した不足数量のT D N含有量 (kg)

※ 平成29年度不足自給飼料のT D N含有量 (kg) =表土流出等の被害により収穫不能又は減収した平成29年産自給飼料の数量のT D N含有量 (kg) +倒伏等の被害を受けた平成28年産のサイレージのうち平成29年度中に給与不能となった数量のT D N含有量 (kg)

A≤Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量

A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち平成29年度内不足自給飼料のT D N含有量相当数量を上限とする

(イ) 平成29年梅雨期豪雨及び平成29年台風第18号の被害対策

自給飼料及び契約国産粗飼料について以下により算出される数量の合計とする。

(自給飼料)

A 代替粗飼料の購入数量 (kg) × T D N含有率 (%) =代替粗飼料のT D N含有量 (kg)

B 不足自給飼料の数量 (kg) × T D N含有率 (%) =不足自給飼料のT D N含有量 (kg)

※ 不足自給飼料の数量=収穫不能数量(収穫前の被害により収穫不能となったもの) + 給与不能数量(収穫後に被害により流失、品質劣化等し給与不能となったもの) - 契約国産粗飼料として販売不能となった数量(栽培契約数量-実際の販売数量)

A≤Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量

A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給飼料のT D N含有量相当数量を上限とする。

(契約国産粗飼料)

C 代替粗飼料の購入数量 (kg) × T D N含有率 (%) =代替粗飼料のT D N含有量 (kg)

D 不足契約国産粗飼料の数量 (kg) × T D N含有率 (%) =不足契約国産粗飼料のT D N含有量 (kg)

※ 不足契約国産粗飼料数量=契約国産粗飼料の栽培契約数量-実際に購入した契約国産粗飼料の数量(以下「入荷数量」という。) + 給与不能数量(契約国産粗飼料の入荷後の被害により流失、品質劣化等し給与不能となったもの)

C≤Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量

C>Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量のうち不足契約国産粗飼料のT D N含有量相当数量を上限とする。

エ 事業実施主体又は生産者集団等が自らTMRを製造し、販売する場合にあっては、対象災害による被害を受けた構成員以外の者に販売したTMRに含まれる代替粗飼料の購入数量を全購入数量から差し引くものとする。

(4) 飼料作物の被害状況の確認

事業実施主体又は生産者集団等は、対象災害の被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、被害の種類（倒伏等被害又は表土流出等被害）に応じて、対象災害の発生年度の被害については別紙様式第1号の別添2飼料作物被害状況確認調書を、対象災害の発生の翌年度の被害については別添3飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。

ただし、平成28年台風第7号等による平成29年産の自給飼料及に係る被害状況を確認する場合にあっては、表土流出等の被害を受けた草地等の状況を写真により明らかにするとともに、収穫前に収穫量の調査を行うことにより被害後の単収を算定するものとする。

なお、事業実施主体又は生産者集団等が前年度において飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得た場合であって、被害状況に変更がない時は、前年産に係る確認を省略できるものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適正と認める者に委託して行うことができるものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度から平成29年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正、かつ、円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の事業の適正、かつ、円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知、事業実施主体及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、生産者集団等及びその構成員に対して指導するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、交付申請に当たり、事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体は、変更後の事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の粗飼料確保緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、遅滞なく事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、生産者集団等から提出された事業の実績及び自らの事業の実績を取りまとめ、自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に報告するとともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して

申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の粗飼料確保緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については理事長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3527号）

- 1 この要綱は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用する。
- 2 平成28年8月16日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48

号) 14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3687号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月21から施行し、平成28年9月17日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の事業のうち平成28年台風第16号による被害に係る事業について、平成28年9月17日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成29年3月29日付け28農畜機第6555号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2686号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の事業のうち平成29年梅雨期豪雨による被害に係る事業について、平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成29年10月12日付け29農畜機第3747号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年10月12日から施行し、平成29年9月15日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の事業のうち平成29年台風第18号による被害に係る事業について、平成29年9月15日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 サイレージ品質低下防止対策	サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費	1 / 2 以内
2 代替粗飼料の確保対策	国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費	定額 ただし、粗飼料 1 キログラム当たり 5 円以内とする。
3 粗飼料緊急確保の推進	事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度において粗飼料確保緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添1 「平成 年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 サイレージ品質低下防止対策				
2 代替粗飼料の確保対策				
3 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 別紙様式第1号の別添2又は別添3の写し

(2) 事業費

生産者 集団	構成員 名	平成29年 度補助対象 数量 (kg)	事業費 (円)	負担区分		備考
				補助金 (円)	その他 (円)	
合計						

注1 補助対象数量は、(1)により積算した補助対象数量を記入。

2 購入単価が5円/kg未満の代替粗飼料を共同購入した場合、備考の欄に事業費の積算を記載すること。

3 粗飼料緊急確保の推進

(単位:円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第1号の別添2

飼料作物被害状況確認調書（平成 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		平成 年 月 日	

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		平成 年 月 日	

3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり

(記載注意) 本様式は対象災害の発生年産の被害状況の確認結果を記すこと。

別紙様式第1号の別添3

飼料作物被害状況確認調書（平成 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり

(記載注意) 本様式は対象災害発生の翌年産における被害状況の確認結果を記すこと。

別紙様式第2号

平成 年度粗飼料確保緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった粗飼料確保緊急対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添1「平成 年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画」のとおり
(別紙様式第1号の記の2に準ずる。)

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を()書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度粗飼料確保緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった粗
飼料確保緊急対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付された
く、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱の第6の3の(2)の規定に基づき申請します。
記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算 払受額 ⑤	今回概 算 払請求 額 ⑥	平成 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥)/②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施
状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

平成 年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった粗飼料確保緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添1 「平成 年度粗飼料確保緊急対策事業実施実績」のとおり
(別紙様式第1号の記の2に準ずる。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
1 サイレージ品質低下防止対策				
2 代替粗飼料の確保対策				
3 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

(注) 1 実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにするこ

と。

2 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を〔 〕書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

平成 年度粗飼料確保緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度粗飼料確保緊急対策事業補助金について、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) : 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免稅事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料